胞培養により製造される注射剤（セルバンクにのみアメリカ産原料を使用しているものに限る。）その他これに準ずるもの、アメリカ産コール酸類を使用して製造される経口剤その他これに準ずるもの、アメリカ産原料を使用して製造されるワクチン（経口ワクチンに限る。）、アメリカ産原料を使用して微生物培養により製造される注射剤（種培養にのみアメリカ産原料を使用しているものに限る。）若しくは経口剤その他これに準ずるもの又はアメリカ産原料を使用して製造される外用剤」を削る。

○厚生労働省告示第三百四十四号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第四条第一項第二号の規定により、次に掲げるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者については、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）を適用しないことを承認したので告示する。

平成二十一年七月一日

厚生労働大臣　舛添　要一

地方独立行政法人岩手県工業技術センター
地方独立行政法人大阪府立病院機構
地方独立行政法人岡山県精神科医療センター
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
地方独立行政法人山口県産業技術センター

○厚生労働省告示第三百四十五号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、平成二十一年厚生労働省告示第二百二十九号（雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月一日

厚生労働大臣　舛添　要一

「福島県」の下に「、群馬県」を加え、「長野県」を「山梨県、長野県、三重県、滋賀県」に改める。

○農林水産省告示第八百六十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年七月一日

農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十二号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年七月一日

農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十三号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び第五十九条並びに動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年七月一日

農林水産大臣　石破　茂

表ワクチンの部中

「豚オーエスキー病(gI－、gX－)(油性アジュバント加)不活化ワクチン	686,300	20,300	15	2 」を

「豚オーエスキー病(gI－、gX－)(油性アジュバント加)不活化ワクチン	686,300	20,300	15	2
豚サーコウイルス(2型)感染症(1型－2型キメラ)(デキストリン誘導体アジュバント加)不活化ワクチン	357,500	20,300	13	2 に、
「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント加)不活化ワクチン	298,600	20,300	12	2 」を
「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント加)不活化ワクチン	263,700	20,300	17	2 に、
「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント加)不活化ワクチン	298,600	20,300	10	2 」を
「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(油性アジュバント加)不活化ワクチン	263,700	20,300	10	2 に、
「豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ(1・2・5型、組換え型毒素)感染症・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合(アジュバント加)不活化ワクチン	633,900	20,300	10	2 」を
「豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ(1・2・5型、組換え型毒素)感染症・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合(アジュバント加)不活化ワクチン	588,600	20,300	10	2 に

改める。

○農林水産省告示第八百六十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林水産省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年七月一日

農林水産大臣　石破　茂

(46)を(50)とし、(6)から(45)までを四ずつ繰り下げ、(5)の次に次のように加える。

(6)　豚丹毒（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）
(7)　マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）
(8)　マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）
(9)　マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン（シード）